（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第一項中「所得税法施行規則第四条第三十七号」と」の下に「、「第四条第三十八号」とあるのは「所得税法施行規則第四条第三十八号」と」を加える。

附　則

この省令は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第百五十三号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）第十四条の規定に基づき、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十一年十二月四日

厚生労働大臣　長妻　昭

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行規則

（医療費の請求）

第一条　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号。以下「法」という。）第四条第一号の規定による医療費の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日及び住所

二　新型インフルエンザ予防接種の副反応によるものとみられる疾病（以下「副反応による疾病」という。）の原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けた期日及び場所

三　副反応による疾病の名称

四　副反応による疾病について医療を受けた病院、診療所、指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）又は薬局（以下「医療機関」という。）の名称及び所在地並びに当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは当該指定に係る訪問看護事業、居宅サービス事業又は介護予防サービス事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション等」という。）の名称及び所在地

五　医療に要した費用の額

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより副反応による疾病になったことを証明することができる書類

二　副反応による疾病の原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けた期日及び場所を証明することができる書類

三　前項第五号の事実を証明することができる書類

四　副反応による疾病についての医療の内容を記載した書類

五　医療を受けた者の住民票の写し

（医療手当の請求）

第二条　法第四条第一号の規定による医療手当の支給を請求しようとする者は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号。以下「令」という。）第二条第二項第一号から第五号までに規定する医療を受けた各月分につき、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　医療を受けた者の氏名、生年月日及び住所

二　副反応による疾病の原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けた期日及び場所

三　副反応による疾病の名称

四　副反応による疾病についての医療を受けた医療機関の名称及び所在地並びに当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは訪問看護ステーション等の名称及び所在地

五　医療を受けた日の属する月

六　その月において令第二条第二項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。）を受けた日数又は同項第五号に規定する医療を受けた日数

前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより副反応による疾病になったことを証明することができる書類

二　副反応による疾病の原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けた期日及び場所を証明することができる書類

三　前項第五号及び第六号の事実を証明することができる書類

四　副反応による疾病についての医療の内容を記載した書類

五　医療を受けた者の住民票の写し

（障害児養育年金の請求）

第三条　法第四条第二号の規定による障害児養育年金（以下「障害児養育年金」という。）の支給を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　令別表に定める障害の状態にある十八歳未満の者（以下「障害児」という。）の氏名、生年月日及び住所

二　請求者の氏名、生年月日及び住所

三　障害児の障害の原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けた期日及び場所

四　障害児の障害の状態

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより障害の状態となったことを証明することができる書類

二　障害の原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けた期日及び場所を証明することができる書類

三　障害の状態に関する医師の診断書その他障害の状態を明らかにすることができる資料

四　請求者の住民票の写し

（障害年金の額の改定請求）

第四条　障害児養育年金の支給を受けている者が、その養育する障害児の障害の状態に変更があったことを理由として、その受けている障害児養育年金の額の改定を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　障害児の氏名、生年月日及び住所

二　請求者の氏名、生年月日及び住所

三　現に支給を受けている障害児養育年金に係る令別表に定める等級

四　障害児が令別表に定める他の等級に該当するに至った年月日

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項第四号の事実を証明することができる書類

二　障害児の障害の状態に関する医師の診断書その他障害児の障害の状態を明らかにすることができる資料

（障害年金の請求）

第五条　法第四条第三号の規定による障害年金（以下「障害年金」という。）の支給を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日及び住所

二　障害の原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けた期日及び場所

三　障害の状態

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより障害の状態となったことを証明することができる書類

二　障害の原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けた期日及び場所を証明することができる書類

三　障害の状態に関する医師の診断書その他障害の状態を明らかにすることができる資料

（障害年金の額の改定請求）

第六条　障害年金の支給を受けている者が、その障害の状態に変更があったことを理由として、その受けている障害年金の額の改定を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日及び住所

二　現に支給を受けている障害年金に係る令別表に定める等級

三　令別表に定める他の等級に該当するに至った年月日

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項第三号の事実を証明することができる書類

二　障害の状態に関する医師の診断書その他障害の状態を明らかにすることができる資料